

ヨーロッパ・アイデンティティとEU

— ナショナリズム・モデルによるEU分析の可能性 —

European Identity and EU

文学研究科社会学専攻博士後期課程

吉野良子

YOSHINO Ryoko

EUとはいかなる政体か。この問いをめぐる古典的対立軸は新機能主義と現実主義であった¹。だが、統合の進展に伴って、連邦にまでは至らないがさりとて単なる国家連合の域はすでに逸脱しているがゆえに、新しい「独特の (Sui Generis) 政体」²とEUを位置づける立場が主流を占めるようになった。そして近年、新たに第三の立場としてガバナンス論が浮上している³。しかしながら、果たしてEUは「独特の政体」であろうか。総体としてのEUはガバナンス概念で把握されうる存在であろうか⁴。

単一通貨と共同体法規を獲得し、EU市民という名の人民を持ち、「ヨーロッパ憲法」の確立を視野に入れ、外交・安保の領域においても次第に共同体化を進展させつつあるという統合運動の進展と変化は、EUを「新しい国家性」⁵、「複数のネーションからなるヨーロッパ国家 (European state of nations)」⁶、あるいは「経済的連邦制」⁷と位置づける方がより現実に即しているような状況を生みだしつつある。

しかしながら、そうしたEUに新たな国家性を認めるいずれの研究も統合運動に内在するナショナリズム的力学を正当に評価できていない。それを否定するか、あるいは超越しようとしながらも、結局のところ暗黙の内にその構造を忍び込ませる失敗を犯している。こうした事態は逆説的に、ナショナリズムが持つあまりにも力強い「生命力」⁸をかえって証明しているかのようである。さらに、その分岐点は80年代中葉の単一議定書に置かれ、これまで70年代前半にEUプログラムが始動された事実は把握されてこなかった。パリ宣言でEUへの転換が図られ、翌73年のヨーロッパ・アイデンティティ宣言でその後のアイデンティティ政策が形成され、共同体が人間の内面に直接介入する方法を獲得する一連の流れは、ネーション形成過程にアイデンティティ創造という手段が用いられたことを鑑みるならば、政体としてのEUが有するナショナリズム的側面を理解するうえできわめて重要である。

本稿は、「独特の政体」とされてきたEUに内在する統合運動そのものが、境界で区切られた特定の領域内部に新たな政治的アイデンティティを創造することによって、ある一定規模以上の人間集団を凝集化させることを可能ならしめるナショナリズムとの連続性を強くもつ政治運動ではないかとの仮説を検証する試みである。この結果、ナショナリズムがもつ排他的構造を「新しい」とされてきたEU

もまた内包している可能性だけでなく、「下」からの働きかけ——支持だけでなく反対さえも——によって統合運動が進展した過程をも明らかにすることが可能となるだろう。

1、「永続的社会」あるいは連邦性を内包するユニオンという形態

第1節 連合でも同盟でもないUnion

日本のEU研究者の間には、EUの訳語をめぐる「同盟」論者と「連合」論者との論争がある⁹。前者は国家連合以上の存在であるEUを表現するには連合は不適切だと主張し、後者は「同盟」論者にはEUの「強大性を誇りたがるメンタリティ」が看取され、国家を悪、EUを善とする「単純な勧善懲悪論」に陥りかねないと批判する。EUを単純に「平和」や「善」と同一視する「メンタリティ」には同調しないという限りにおいて筆者は連合論者の主張に共感するが¹⁰、EUにおける連邦的側面を重視するという点で、また「連合」表記はEUがすでに国家連合以上の存在であるがゆえに不適切であるとする点で、本稿は前者の立場を継承するものである。

しかしながら、「連合」も「同盟」もすでに現実をうまく説明できない言葉になりつつあるのではないだろうか。実際、EU加盟諸国で争われたEU条約（マーストリヒト条約）違憲訴訟裁判の判決は、EUがすでに単なる国家連合の域を脱していることから、「国家権限共通行使を目指す〔EUの〕特別性を『特別な国家結合』という概念で表現」した¹¹。また、国際関係論および国際政治学で設定されてきた国家間関係としての「同盟」の使用例を鑑みれば、いわゆる国家連合（confederation）以上の形態を説明する概念としてはあまり使用されてこなかった傾向も認められる。

もちろん、Unionという言葉が同盟と訳される場合もある。しかしその多くは、通貨同盟や軍事同盟のようにある特定の国家機能の部分的結合を指す限定的枠組みとして用いられてきた。それに対し、EUにおけるUnionとは、1972年のパリ宣言に記された「国家間関係の全体をUnionへ転換させる」¹²との文言に象徴されるように、部分ではなく全体に適応させることが意図された関係性概念である。同宣言は「ヨーロッパが利益の統合、能力の拡大そしてその義務の重要性をはっきりと認識すべき時がきた」として、通貨同盟・人の自由移動・議会制民主主義の導入などとともにUnionへの転換を謳ったのである。

恒久的に部分に限定される関係を表すのか、永続的な発展のなかで将来にわたって全体へと波及されるべき関係として想定されているのか。同じUnionの使用においてもそこには質的相違が認められるのである。

第2節 Unionに付与された意味

では、このような場合、Unionとはいかなる統合体を指すのだろうか。

歴史的にUnionをその名称に冠した政治共同体には南北戦争時の米国や南アの旧称南アフリカ連邦、

ソヴェト社会主義共和国連邦などがある。合衆国憲法の前文には「われら合衆国人民は、より完全なUnionを形成し」と記されているが、合衆国憲法制定過程においてそれは州政府の連合体である「邦連合 (Confederation)」と対置されるべき概念として付置され、邦連合を超越して獲得されるべき「連邦的政治体」を意味する概念とされた¹³。ゆえに、日本ではこのような合衆国議会を「連邦議会」と称している。

なかにはEUの政治システムはすでに「諸国家の連邦を超越」¹⁴しているとの指摘もある。確かに、EU条約は一般的な選択的離脱の条項を持たず、加盟国の脱退権が認められていない¹⁵。同条約第7条は諸原則に対する「深刻かつ持続的違反」がある場合、投票権を含む構成国の一定の権利を停止する権利をEUに保証しているが、加盟国を除名することはできない¹⁶。連邦制の典型例とされる合衆国憲法と比較するならば、脱退の権限が認められていない限りにおいて、EUはすでに連邦的側面を有しているとも言える。

ここで、統合思想に連邦制の流れが歴史的に継承されてきたことを思い起こすことは意味のないことではないだろう。より体系的な統合構想を提起し、後のルソーやカントに多大な影響を与えたサン＝ピエールはUnionを「永続的社会」の状態を含意する概念と位置づけた。それに対し、LeaguesおよびAlliancesはその結束や継続が同盟国の意志に左右されるために「永続的社会」を形成しえない状態の結びつきと規定された。ゆえにサン＝ピエールは、「ヨーロッパ」に平和を構築するためには同盟でも連合でもない恒久的結合としての「l'Union Européenne」すなわちEUの創設を提唱したのである。¹⁷

つまり、Unionとは内部にある程度の自立性を保った権威主体を含みながらも、全体としてひとつの系をなした上位権力主体と位置づけられよう。それゆえ、国家の名称として付与されたUnionは多くの場合「連邦」と訳されてきたのである。しかしながら、通常の連邦制のように全ての領域でEUが加盟諸国よりも優位にあるわけではない。次第に優位性のおよぶ範囲が拡大されつつあるとは言え、現在、継続審議されている憲法条約においても防衛や安全保障の領域は政府間協力の範疇に留まっている¹⁸。また、同条約においてはじめて脱退規定 (I-60条) が明記されたことも重要な変化であろう。今後の同憲法条約の推移と意味は慎重に検証されねばならない。现阶段のEUを語の完全なる意味で連邦とすることは時期尚早であることもまた否めないのである。こうした権威主体の複雑な併存状況のゆえに、EUに「連合」や「同盟」あるいは「連邦」といった既存の統合類型を適用することは難しい。他でもないこの困難性ゆえにEUは「独特の政体」と称されてきたのである。

しかるに、これら一連の諸要素を鑑みれば、統合体の名称にUnionが使用されていること自体「しっくりくる」語の選択であることもまた理解することができるだろう。つまり、共同体加盟諸国は未だ「永続的社会」の状態にまで至っていないとは言いがたいけれども、その語がより強固な政治共同体という将来像を内包するものであるがゆえに、統合初期から継承されてきた連邦制への力学を反映することが可能となる。しかし他方で、国家間のより緩やかな結びつきである協調や連合のイメージもま

た内包されている。ゆえに、Unionとは、連邦主義的将来像を潜ませながらも既存の国家権力を守ろうとする保守派をも納得させることができる術語だったのである。『連邦主義とEU』の著者であるバージェスが、Unionという語の選択が「政府間主義者をも連邦主義者が感じると同様に満足させられる」ものであったことを指摘したのはこの意味に他ならない¹⁹。

2、諸国民の統合——ナショナリズム・モデルの適用

第1節 「人間精神の静かなる革命」

それでは、このようなUnionへと至る統合運動はいかなる展望を内在させながら発展してきたのだろうか。この問いを考察するに当たり、統合の父と称されるジャン・モネの言説はひとつの仮説を再検証する必要性を提起してくれる。

「ヨーロッパの統一は戦後西洋においてもっとも重要な出来事である。なぜならば、それが新しい大国となるからではない。そうではなくて、それが導入する新しい制度的方法が諸国家（nations）と人びとの関係を永続的に修正していくからである」²⁰。

モネが提起したこうした関係の永続的修正のためには、ナショナリズムを超える、あるいは少なくともそれと併存しうる強力な紐帯が必要とされたことは想像に難くない。第二次大戦直後は平和への希求と世論一般に共有されたナショナリズムに対する嫌悪感がそうした紐帯として機能したであろう。しかし、統合運動が「戦間期の理想主義」に終わることなく継承され「不戦共同体」を構築するためには、消えることのない強力な紐帯が不可欠であったろう。ゆえに、統合の父たちは、「総力戦」後の歴史においてそうした凝集力を生み出すには、統合の土台となる一人一人の心のなかに「ヨーロッパ」が場所を占める必要があることをよく理解していた。モネが統合を「人間精神の静かなる革命」²¹と呼んだのは、まさに彼がこうした事柄の重要性を十分に理解していたことを雄弁に物語る。と同時に、「静かなる革命」実現のためには政策遂行者だけでなく被統治者である国民がもっとも慣れ親しんだ方法論を用いる必要があることもまた十分に認識されていた。たとえば、モネはECSCを説明する際、「まさに単一のネーション（a single nation）内部でのように」と語っている²²。多くの人々が理解しやすいイメージで説明することを求められた時、彼は他ならぬネーションを比喻に用いたのである。

ここから、「人間精神の静かなる革命」によってあたかも「単一のネーション」のような統合体を構成する「ヨーロッパ人」の創造というイメージを抽出することはさほど難しいことではない。ECSC設立条約前文に高らかに宣言された「分断されてきた諸国民の間により広範でより深いひとつの共同体を創造する」²³との文言は、その公式化とも言えよう。まさに、「ヨーロッパ」統合運動は諸国民の統合という範疇で位置づけられたのである。それは後に新たな政治的立場としてのヨーロッパ・アイデンティティの創造へと続く統合運動に、かつて慣れ親しんだネーション・ビルディングの手法が採用されたことを意味する。

だがその一方で、既存のナショナリズムと競合関係に陥ることを巧妙に避ける戦略を必要としたであろうこともまた容易に想像できる。ナショナリズムを消滅させようとするれば、新たな戦争を呼び起こしかねず、ナショナリズムよりも脆弱であれば、新たな政体の構築を可能とする紐帯としての機能を果たしえないからである。共同体が自らの将来像に関して明確な形態を公式に表明しないのは、反対派との競合関係を避けるために採用された巧妙な戦略と考えられよう²⁴。ポスト・ナショナルなプロジェクトとの期待のゆえに評価されてきた「EU市民権」がその期待に反して未だ加盟国国籍のみを基盤としているのは、この戦略のもうひとつの好例であるように思われるのである。

第2節 「意識を自覚し維持するための技術」を獲得した共同体

ハースはこうした初期統合運動におけるECSC形成の動きを「新しいナショナリズム」とみなした。彼によれば、ECSC内部には多様な対立と協調が観察されるが、それらはECSCという政治的枠組内で調整されている。このような「同一の社会システム内部での対立と協調の共存は、疑いなく単一の国家性という属性なしには達成されえない一方で、公式政府の機構や実践の表明なくして、意図的な新しい国民意識の創造と永久化が生じるとは考えにくい」。したがって、「共同体感情（community sentiment）」の共有が実現されるためには、既存のナショナリズムを超えた「超国家主義」が必要とされる。そしてその検証には、政治共同体の「基準」である「意識を自覚し維持するための技術」を分析することが重要である。なぜならば、そのような「技術」こそが、部門統合を全体へと「波及」させる結果をもたらすことができるからである。²⁵

そして、ヨーロッパ・アイデンティティ宣言以降の統合運動は、ハースの言うところの「意識を自覚し維持するための技術」としてヨーロッパ・アイデンティティを「発明」し、それを実践してきたのである。

周知の通り、ECSC形成の動きを「新しいナショナリズム」と見なすこうしたハースの見解に対しては、ホフマンを代表する現実主義論者から「ネーション・ステイトは未だここにある」との批判を受けることとなった²⁶。確かに、現在も加盟諸国はネーション・ステイトとして存在し続けている。しかし、今日EUは国際社会において、これまでネーション・ステイトが独占してきた準拠枠組みのもうひとつの新しい形態として承認されつつあるのである。

第3節 ナショナリズム・モデルのEUへの適用

ナショナリズム論には多くの研究成果がある。本稿では、ブリュリーの『ナショナリズムと国家』に依拠し、ナショナリズム・モデルによるEU分析の可能性と妥当性を検証してみたい。

紙幅の関係上、彼の論の詳細な説明は省略するが²⁷、ブリュリーによれば、ナショナリズムとは、「ヨーロッパ」に起源をもつ政治運動であり、大衆の大部分とのつながりを「でっちあげ（forge）」、その動員を可能ならしめる方法である。なかでも19世紀の独伊における統合的ナショナリズムにおい

ては、「非自由主義的体制に対抗」すべく「大規模な域内自由貿易圏」と「自由主義的立憲国家」の建設が模索された。つまり、社会と国家の近代的関係という新たな関係を解決する手段としてナショナリズムは用いられた。そこでは、運動を支持したビジネスマン、知識人の生成する言説、強力なシンボルと儀礼的活動を利用しながら大衆の支持を創出し多様な集団を統一させる心情を持つ反対派、官僚といったエリート階層が重要な役割を果たした。

ブリュリーが描き出したこのナショナリズム・モデルは、統合運動の特徴を説明する際にも十分な妥当性をもって適用できるのではないだろうか。というのも、EUを、既存のネーション・ステイトという枠組では一般的利益を代表し、かつそれに奉仕することが困難になってきた時代に、社会と国家の新しい関係を創出するために生み出された新しい存在様式であると仮定するならば、統合運動が急速なグローバリゼーションと金融資本主義に対処しうる「大規模な域内自由貿易圏」と「自由主義的立憲国家」の構築を目指してきた事実を適切に説明できるだろう。前者は単一議定書によってその方向性が確定され、1992年の市場統合に象徴される通貨・経済同盟であり、後者は前者と時間的ずれがあるものの憲法条約をめぐる一連の議論や草案などによって代表される。

また、統合の進展に多大な役割を果たしたのは、ビジネスマン出身のジャン・モネその人であった。多国籍企業のトップ40人からなるERT（European Roundtable of Industrialists）が共通市場の完成とEC委員会の権限強化を強く要求し、当時の委員会副委員長コックフィールドの白書『ヨーロッパ1992』に多大な影響を与えたことは強調されてよい²⁸。たとえば、1983年にERTからダヴィニオンへ送られたメモランダムには「統一された『ホームベース』として作用」しうる「ヨーロッパ市場」、すなわち「大規模な域内自由貿易圏」の創出を求める要望が記されている²⁹。知識人はどうだろうか。カレルギーがかつてサン＝シモンも主張した「ヨーロッパ愛国心」の必要性を主張し³⁰、ハーバマスやデリダ、ネグリなど現代アカデミズム界を代表する知識人たちが統合を積極的に推進する言説を産出していることは興味深いことである。また、実にEC立法の9割近くが作業グループで準備されているとの試算を加味すれば³¹、「トランス・ナショナルな融合官僚制（Fusionsbürokratie）」³²の出現とも指摘される実体をもった官僚制度がEU次元で構築されている事態が見えてくる。事実、すでに共同体方式が採用されてきた経済政策領域において、ネーション・ステイト次元の官僚制はEUあるいはサブ・ナショナルな次元との交錯の中でしか機能しえなくなっているのである³³。

しかも統合運動の目指す方向性が、16世紀のキリスト教教会権力および18世紀の絶対主義権力に優るとも劣らない強力な権力主体であるネーション・ステイトとは異なった新しい権力の創造にあるという事実は、何より雄弁に統合運動がナショナリズムの力学を内在化させたものであることを示しているとは言えないだろうか。つまり、既存のネーション・ステイトを体制派とするならば、統合運動はまさにこうした体制への挑戦である限りにおいて反体制派なのである。この挑戦を主導してきた統合推進派には、「ヨーロッパ連邦の創造」という明白な政治目的が存在し、不戦共同体創造による平和と繁栄の確立という「大衆の支持を創り出し、非常に多様な諸集団を統一させることができる信条」³⁴が

あった。一般的利益の追求および多様な諸利益の調整という枠組を「ネーション」から「ヨーロッパ」へと拡大させることで、一方では保護主義的の反対派を生み出しはしたが、他方においてより広範な支持もまた同時に獲得したのである。今日まで統合そのものが破綻しなかったのは何よりもこうした支持の結果であることを理解しなければならないだろう。まさに、「『公的』国家の目標は『ネーション』のアイデンティティと利益を表し、守ることだと示唆するのが常であった」と同じように、EUもまた「ヨーロッパ」のアイデンティティと利益をEUが代表していることを多様な仕方で流布し実践しているのである。

そして彼らエリートたちこそ、ヨーロッパ・アイデンティティを「上」から創造するための「透き通った重圧」として機能しうる諸制度に最も晒される存在である³⁵。実際、意志決定過程に関与するエリートたち——EU高官、政治家、加盟国高官、経済界、労働組合、メディア界、文化・宗教界の指導者、知識人——は、一般的世論よりも著しく高い支持をEUに与え、90%の人が自国はEU加盟国であることによって何らかの利益を享受していると考えている³⁶。通貨政策はもとより、防衛政策や外交政策においてさえ、EU次元での政策実施が国家次元での実施よりも適切である、と考えられているのである³⁷。

さらに、ブリュッセルは初期近代において君主がもつ公的権力が増大した過程から国家権力の発展を叙述するなかで、「国家は、多様な機構に配置された協力者たちの成長する複雑で異質なネットワークによって支えられ、実質的に、そのネットワークと同一視され」ていたことを明らかにした³⁸。EUをネットワーク・ガバナンスと位置づける研究もあるが、国家とはそもそも「複雑で異質なネットワーク」そのものであることを鑑みれば、EUのネットワーク性はまさにある種の国家性獲得過程の一部であると考えの方が統合の現実をよりよく説明できると言っても過言ではないだろう。

3、統合運動の力学とナショナリズムの相違点

第1節 自由意志による平和的統合

当然ながら、統合がナショナリズムの克服を主たる目的と掲げ開始された運動だった以上、それをナショナリズム・モデルで説明しようとするには矛盾があるとの指摘を受けるだろう。確かに、戦後、統合を実現たらしめた二度の大戦を忘れることはできない。近代主権国家が30年戦争という大戦争の根本原因を除去すべく編み出された新しい形態であったと同様に、EUは先の大戦争の主要な原因——主権とナショナリズム——を除去するための新しい方法を生成すべく創出された政体であると解釈できよう。

前者については、「主権の共同統治」³⁹による「共同体化」に求められる⁴⁰。主権国家がもつ排他的権力を共同体に段階的に移譲することにより、機能不全に陥っていた諸問題を解決することが目的とされた。部門統合とされるECSCはその最初の実践であった。一般に、近代主権国家が自らの生命線

である主権をそう簡単に超国家機構に移譲するとは考えにくい。実際、経済的実利や環境問題など既存の国家の枠組みでは対処しがたい問題の存在がその重要な動機となったことは確かだが、それだけであれば、緊密な政府間協調でも機能しうるはずである。しかしながら、加盟諸国は、サッチャーに代表される政府間主義者からの強力な抵抗があったにもかかわらず、ネーション・ステイトを超越する機構に段階的にその主権を譲渡することを自発的に決定、かつ実践し、そのことによって結果として新たな上位権力機構を形成してきたのである。

統合過程において強制的暴力は用いられず、経済的・政治的諸利益、そして安全保障という意味での軍事的諸利益を求めて近代主権国家自らが加盟を希望し合意に基づいて共同体を構築してきた事実は、統合運動が平和的交渉のなかで各行為者の自由意志を尊重しつつ漸進的にその転換を成し遂げてきた政治運動であり、自由意思による共存を目指すものであることの証左であろう。従来のナショナリズムが常に暴力を伴ってきたことを鑑みればその違いは明らかである。

第2節 目的と手段の分離—ナショナリズムのどの側面が克服対象とされたのか

加えて、統合運動が内部における既存のネーションの消滅を意味しないことを指摘することは重要である。EUにおいては、少なくとも構成国間における支配・被支配の関係性は公式には存在しない。既存のネーションがネーションとしてそのまま存立を許容されている。この事実は、ふたつ目の障害とされたナショナリズムのどの側面が克服されるべき対象となったのかという新しい問いを提起するものである。いわゆるネーション・ステイトが文字通り、単一のネーションとステイトが結びついてひとつの政治的主体を形成し、ネーションのみをその主権者と宣言する近代主権国家の一形態であるとするならば⁴¹、統合によって乗り越えようとしたものは、単一のネーションのみが国家の主権者たりうることを至上命題とするナショナリズムの力学に他ならない。モネが1950年当時に超えなければならない観念と考えたものこそ、「国益という概念とネーション」⁴²そのものだったことはこの仮説を裏づけるものであろう。

しかしその一方で、後述するように、加盟諸国は「上」からヨーロッパ・アイデンティティを創造することを決定し、加盟国国民からなるEU市民という新しい政治的立場を創造した。EU委員会や統合推進派の政治家たちの発言からも新しい国家性獲得への情熱や意図がしばしば透けて見える。たとえば、モネは、幾たびもシューマンやビドゥー宛秘密文書のなかで「ヨーロッパ連邦」の構築こそ諸問題に対する最善の解決策であることを強く訴え⁴³、アデナウアーもその提案に積極的に応えた⁴⁴。また、1964年にEEC委員会の各国大使任命授受権をめぐる初代委員長ハルシュタインは、ド・ゴールが共同体への国家性付与を阻止しようとしたのに対し、EECは国家性を獲得すべきだと暗に述べた⁴⁵。EUによる一連の実践と努力の目的を、「ある種のナショナルリティを超越した存在 (supra-nationality) を創造することである」と説明したのはEU委員会委員である⁴⁶。

こうした言説は、一種の矛盾した戦略が同居し、ダイナミックに実践されてきたことを象徴的に示

している。一方で単一のネーション形成というナショナリズムが追い求めた目的を否定しながらも、他方で新たな国家性の獲得が目指されているかのような事態は、統合運動推進者たちが採用したのがナショナリズムの目的ではなく、人民を統治し強力な凝集力を確保しうるその方法論であったことを示していると言えよう。

したがって、ナショナリズムの目的と手段を操作的に区別し、その手段のみを統合の方法論として抽出するならば、モネ自身がナショナリズムの超克から出発しながらも、その方法論および発言においてナショナリズム的なものを利用してきたという矛盾した戦略を採用した状況を説明することができるようになるだろう。ナショナリズムの最終目的は持たないが、あるいはそれを明確に掲げたりはしないが、見慣れた方法論が用いられる統合運動全体を、こうした概念操作はよりよく説明することができるだけでなく、矛盾をある一定の理論的枠組みのなかで理解することを可能にするのである。

第3節 ネーションの「客観的」諸基準を獲得しようとするEU

このゆえに、これまで「客観的」と考えられてきた諸要素を共同体が形成しようとする方法論こそ見ていかなければならない。ネーションの「客観的」定義がその信憑性を失い、「主観」が間主観的に構成されるものであることが明らかにされてきたからこそ、この作業を通してのみ共同体の「意志」を確認することが可能となるのである。

ビルディングはネーションの再生産が日々の生活のなかで暗示され「合図」されるイデオロギー的諸行為の実践によって遂行されるものであることを明らかにした⁴⁷。彼はこの特徴を「陳腐なナショナリズム (Banal Nationalism)」と表現したが、事実、共同体が採用したヨーロッパ・アイデンティティ創造のための諸政策のリストは、ネーションの「客観的定義」と考えられてきた諸基準——共通の歴史的領土、共通の文化および歴史的記憶、共通の経済、権利と義務に関する統一された法規約の存在——と重複している⁴⁸。

加盟国国境の対内的消失および対外的「防衛」ライン化およびその「ヨーロッパ」化、キリスト教的ヨーロッパあるいは「ヨーロッパ文明」に対する共有されたイメージ⁴⁹、共同市場とユーロに象徴される一連の共通経済政策および人間・モノ・資金の自由移動が可能な単一経済圏の形成、国内法に優越するEU法規とEU市民権の確立、これらに加えて、共通外交・安全保障政策による「共通の政治文化」の台頭、教育およびマス・メディア政策の実施といった諸政策は、人々がEUを身近に感じられる制度と記号の創造を目的として日々EU次元で追求され実践されているのである。またEUは5月9日を「ヨーロッパ・デイ」と定めたが、これは「独立記念日」すなわち「誇り高い『自由主義的』ネーションの伝統的形態」をEUに付与するものとも言える⁵⁰。そして何より統合によって生み出された政体は今やEUそしてその象徴としての「ヨーロッパ」という歴史的名称を獲得するに至った。歴史を自らに付与するこの行為によって、EUは「客観的」に獲得するべきとされるネーションの特性をほぼ全て自ら準備し、自らに与えたのである。

もちろんのこと、問題はネーションが「客観的」に定義できるかどうかではない。分析者の側からの規定された「客観的」基準によってネーションを定義しようとする全ての言説が「方法論的致命的欠陥」を孕んでいることはすでに明らかにされている⁵¹。重要なことは、これまでナショナリズム研究によってネーションが「客観的」に備えていなければならないとされてきた諸基準をEUが自発的に備えようとしている事態なのである。この意味において、そうした「客観的諸要素」の獲得によって創造されるヨーロッパ・アイデンティティ構築の努力は、統合運動がナショナリズム・モデルによって説明されうる可能性を検証する上で重要な基準となりうるのである。

4、ヨーロッパ・アイデンティティの創造

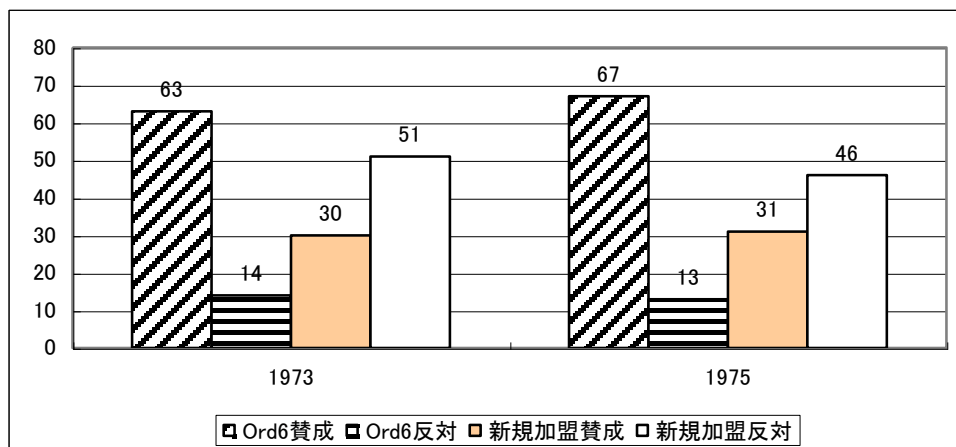
第1節 EUプログラムの始動とヨーロッパ・アイデンティティ宣言

統合運動が初期の「ヨーロッパ連邦」構想をEUへと方向転換したのは、1970年代であった。当時、経済的統合は行き詰まりの様相を呈していた。しかしその裏で、イデオロギー的観点から共同体の求心力を高めようとする試みが進展していた事実は、現在のEUが形成される上できわめて重要であるにもかかわらず、ほとんど注目されてこなかった。

停滞していた統合機運が再び高まり始めたのは1969年4月、ド・ゴール大統領辞任が契機となった。同年12月2日のハーグ会議での共同声明は再度の統合進展に対する決意の表明であった。加盟国首脳たちは「明日の世界でその責任を果たし、伝統と使命に見合った貢献をなしうる能力を統合されたヨーロッパがもつ」べく、「拡大という文脈のなかで政治統合問題の進展を実現する最高の方法を研究」し、1970年7月末までに報告書を作成することで合意した⁵²。これが1970年10月のダヴィニョン報告書である。同報告書は、共通政策のさらなる発展によって「ヨーロッパがひとつの声で語りうるその日」のために、「外交政策領域における協調行動」の促進を実現させ、共同体が今や世界的義務を担う自立的行為主体に飛躍すべきことを主張した⁵³。実際、この決意は実行に移された。共同体は英国・アイルランドの「トンネルのなかのスネーク」離脱という危機に直面しながらも、1972年のヘルシンキ会議で「ヨーロッパ」として「一票」を投じたのである。

こうした共通行動の実践の上に、デタントや金融危機、南北問題など国際情勢の変化を背景として、1972年10月のパリ首脳会議は、通貨同盟と人の自由移動、議会制民主主義の導入と共に「70年代末までに加盟国間関係全体をEUに転換させる」との目標を採択したのである。ここに、現在のEUへとつながる新方針が打ち出され、以後この方針を軸に統合運動は新たな局面に入ることになる。すなわち、本稿でEUプログラムと名付けるところの計画が始動するのである。そして翌73年12月のコペンハーゲン会議で発表されたヨーロッパ・アイデンティティ宣言において、各国の多様な文化を保持しながら民主主義、法の支配、社会正義そして人権をその構成要素とするヨーロッパ・アイデンティティこそ「ヨーロッパ統合のダイナミックな本質」であると謳われ、そうしたヨーロッパ・アイデンティティ

グラフ 1. EUへ発展させることへの支持率（平均：％）



出典：Eurobarometer No. 3, June-July 1975, p. 39のデータを基に筆者作成。

73年の質問：「共同市場を政治的EUに発展させることに賛成か」

75年の質問：「1980年までに共同市場を政治的EUに発展させることに賛成か」

いこそEU実現を「より容易にさせる」ものと位置づけられる⁵⁴。つまり、EUプログラムの根幹にはヨーロッパ・アイデンティティの創造が埋め込まれていたのである。そしてこのEUプログラムは、グラフ1に示される通り、加盟国国民、特に原加盟国（Ord6）の国民からの高い支持を得ていた。

第2節 EUプログラムの進展——連邦主義の後退と諸国民の統合イメージの継承

ところで、パリ宣言にはEUの具体的な形態への言及がない。代わりに、EUへの転換というかの「大目標」実現に向けて、1975年末までにEU報告書を作成するとの決定が盛り込まれている。決定に従って作成された1975年の第一次EU報告書では、EUとは「ヨーロッパ・アイデンティティを表現したもの」と説明され、ヨーロッパ・アイデンティティが「諸国民の間のますます深い団結」の構築を可能にする「凝集力」を提供するものと位置づけられた⁵⁵。続く76年の第二次報告書（ティンデマン報告書）では、後の一連のヨーロッパ・アイデンティティ政策の原型となる諸提案——市民の権利保護、共通パスポートの制定、大学間交流など——が提起されることとなる⁵⁶。

しかしながら、EUプログラムは必ずしも順調に進んだわけではない。第一次報告書ではECSC設立条約に明記された「超国家的共同体」という文言が削除され、第二次報告書では連邦主義的アプローチの不採用が決定づけられる。つまり、「ヨーロッパ連邦」構築に伴う障害を回避する「現実主義的で実現可能なアプローチ」⁵⁷として連邦段階発展論へと軌道修正されたのである。この流れは、同年12月に採択されたEU宣言で経済政策の共同体化と外交政策の政府間協力という区分が定式化されることによって決定づけられることとなった⁵⁸。EUはヨーロッパ・アイデンティティの別名であり、その本質であった。そしてヨーロッパ・アイデンティティは対外関係において加盟諸国を「ひとつの声」

とするべく「発明」された。それゆえ、外交政策に政府間主義が採用されたことは両者の関係性と機能を弱体化させかねない問題をはらむものであったと言える。

しかるに、一見「後退」に見えるこの動きも、パリ宣言の目標廃棄を意味したわけではない。1981年1月にはコロombo・ゲンシャール・イニシアティブによって政治協力強化が提案され、翌年5月には30年の歳月を経てEDC条約が再調印される。1984年2月、パリ宣言で決定された政治日程から4年を超過してEU設立条約草案が採択され、「一般の人びとにEU独自のアイデンティティに対する自覚を吹き込むべく」教育や職業訓練などの政策に力を入れることが明記される⁵⁹。この一連の流れの上に、同年6月フォンテヌブロー首脳会議にてヨーロッパ・アイデンティティ創造の決定が再確認されるに至るのである⁶⁰。EU構築の土台としながらも、統合の進展そのものを後退させないための「現実主義的で実現可能なアプローチ」を実践するために編み出された決定こそ、共同体が上からヨーロッパ・アイデンティティを創造するというものだったのである。

結 論

以上の考察から、統合運動がネーション・ステイト形成過程との連続性を強くもつことが明らかになったと思われる。EUとは、ヨーロッパ・アイデンティティという新しい政治的アイデンティティを創出するというかつてナショナリズムのなかで用いられた方法論を採用しながら、既存のネーション・ステイトと競合関係に陥ることを回避する戦略を採用することによって、漸進的に「新しい国家性」へと発展するダイナミズムを有する政体なのである。

ゆえに、国際機構や条約体制などのレジーム概念に矮小化されうるような制度的統合ではない。また、グローバル・ガバナンス論をその出自にもつ種々のガバナンス概念のみで把握されうるものでもない。それらは統合現象の一部を記述しうるが、一個の全体としての統合運動そのものを説明できる道具ではないのである。

そうした連続性を過小評価でもなく過大評価でもなく、正視眼で把握しえないならば、等身大の統合運動を記述することはおろか、それが内在させる排他的構造から目をそらせてしまうことになりかねないだろう。

統合運動がもつナショナリズム的力学を理解するならば、トルコの加盟問題や、フランスのマグレブ系二世代の暴動に象徴される「移民」問題がある種の必然の結果であることが分かるだろう。今後EUがこうした負の遺産をいかに克服しうるのか。またEU自身がヨーロッパ・アイデンティティを他者を内在化させた多様で複数性をもつものとして再構築することができるのか。ECSCから半世紀を経た今日、統合運動を批判的に検証することの重要性はいやまして高まっている。

- ¹ Ernst B. Haas, *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic Forces, 1950-1957*, University of Notre Dame Press, 2004[1958]. Stanley Hoffmann, “Obstinate or Obsolete?: The Fate of the Nation-State and the Case of Western Europe,” *Daedalus* (Journal of the American Academy of Arts and Sciences), 95: 3, 1966, pp. 862-915 in Brent F. Nelsen and Alexander C-G. Stubb eds., *The European Union: Readings on the Theory and Practice of European Integration*, 2nd ed., MacMillan: London, 1998, pp. 159-164.
- ² たとえば、A. D. Smith, “National Identity and the idea of European unity,” *International Affairs*, 68: 1, January 1992. Alice Landau and Richard G. Whitman eds., *Rethinking the European Union: Institutions, Interests and Identities*, Macmillan: London, 1997. Peter Hilpold, *Die EU im GATT/ WTO System: Aspekte einer Beziehung "sui generis"*, Peter Lang: Frankfurt am Main, 2000. 梶田孝道「ヨーロッパ統合と『文化的多様性』——EU内の四つの政治的潮流との関連で」日本法哲学学会編『法哲学年報1996 多文化時代と法秩序』有斐閣、1996年。中村民雄編『EU研究の新地平——前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、2005年。
- ³ Helen Wallace and William Wallace eds., *The New European Union Series: Policy-Making in the European Union*, 4th ed., Oxford University Press: Oxford, 2000. Arthur Benz, “Mehrebenenverflechtung in der Europäischen Union,” Markus Jachtenfuchs, Beate Kohler-Koch ed., *Europäische Integration*, 2nd ed., Leske & Budrich: Opladen, 2003, SS. 317-351. Michael E. Smith, “Toward a theory of EU foreign policy-making: multi-level governance, domestic politics, and national adaptation to Europe's common foreign and security policy,” *Journal of European Public Policy*, 11: 4, August 2004, pp. 740-758. 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容——EUの多次元ネットワーク・ガバナンス』昭和堂、2005年。
- ⁴ ガバナンス論に対する批判には、たとえば、Jean-Louis Quermonne, “La Question du Gouvernement Européen,” Groupment d'Etudes et de Recherches Etudes et Recherches N° 20, Notre Europe, Novembre 2002, p. 6, <http://www.notre-europe.asso.fr/Etud20-en> (2006年2月7日閲覧)。児玉昌巳『欧州議会と欧州統合——EUにおける議会制民族に主義の形成と展開』成文堂、2004年などを参照されたい。
- ⁵ Ingeborg Tömmel, “Jenseits von regulative und distributive: Policy-Making der EU und die Transformation von Staatlichkeit,” Edgar Grande/ Markus Jachtenfuchs (Hrsg.), *Wie problemlösungsfähig ist die EU?: Regieren im europäischen Mehrebenensystem*, Nomos Verlagsgesellschaft: Baden-Baden, 2000. 中村健吾「国民国家を超える公共圏の可能性——EUの将来像をめぐるドイツでの論争」山口定他編『新しい公共性——そのフロンティア』有斐閣、2003年、223-247ページ。
- ⁶ Volker Bornschier ed., *State-building in Europe: The Revitalization of Western European Integration*, Cambridge University Press: Cambridge, 2000, pp. xi-xiv, p. 4.
- ⁷ 田中素香「EUの衝撃——国民経済形成型統合とグローバリゼーション」本山美彦編『グローバリズムの衝撃』東洋経済新報社、2001年。
- ⁸ Anthony D. Smith, *National Identity*, University of Nevada Press, 1991 (高柳先男訳『ナショナルリズムの生命力』晶文社、1998年)。
- ⁹ この論争に関しては、以下を参照されたい。児玉昌巳「EUの日本語表記としての『欧州連合』の使用停止と『欧州同盟』への変更を求める『欧州議会からの書面質問書』と『欧州委員会からの答弁書』、及び表記問題に関するR.コルベット欧州社会党事務総長代理からの書簡とその経緯 解題」児玉、前掲書。児玉昌巳「補論 日本における欧州連合の表記採用問題再訪」同上書、473-502ページ。金丸輝男編著『EUアムステルダム条約——自由・安全・公正な社会をめざして』ジェトロ、2000年。遠藤乾「日本におけるヨーロッパ連合研究のあり方——方法論的ナショナルリズムを超えて」中村民雄編『EU研究の新地平——前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、2005年。
- ¹⁰ EUは加盟国間にはや戦争が起ころうとは考えられない結びつきと状況を創出することに今のところ成功している。この限りにおいて、「不戦共同体」の設立を実現しえたと言って過言ではない。ゆえに「平和」を「不戦」とするならば、加盟諸国間に限ってそれはすでに現実のものとなっている。また、EUがこれまでの歴史において類を見ない大多数のネーション・ステイトの自由意志による平和的結合であることもまた事実である。この事実の重みは、数百年にわたる戦争の歴史に思いを馳せた時、決して過小評価されてはならないものであろう。しかしながら今、その「平和」の内実が問われているように思えてならない。25ヶ国へと拡大を遂げ、

- 更なる新規加盟国との交渉を開始したEUを見ると、域内には大国主義の弊害が、域外には新たな搾取構造が観察される。前者は、たとえばCAPの補助金をめぐる新旧加盟国間格差やEU議会における票配分格差などの問題が挙げられよう。他方後者は、EUによる関税障壁が周辺諸国、特に北アフリカなど途上国の国内経済の衰退をもたらしつつあるという報告もなされている。その結果、当該諸国から流入する移民労働者たちの低賃金雇用、劣悪な労働環境などゆるやかな搾取構造が形成されつつある。加えて、2003年の「イラク戦争」をめぐってEU加盟国は分裂した。これらの出来事は皮肉にもEUの「不戦共同体」が境界線で区切られた内部に適應されるものでしかないこと、そして「平和」とは誰のための平和なのかという問題をはらんでいることを露呈したのである。
- 11 Paul Kirchhof, “Das Maastricht-Urteil des Bundesverfassungsgerichts,” Peter Hommelhoff, Paul Kirchhof (Hrsg), *Der Staatenverbund der Europäischen Union*, Heidelberg, 1994, S. 12f. (宮本光雄『国民国家と国家連邦——欧州国際統合の将来』国際書院、2002年、262ページ)。
 - 12 “Déclaration du sommet de Paris,” *Bulletin des Communautés européennes*, Octobre 1972, No 10, pp. 15-16.
 - 13 児玉、前掲書、494ページ。
 - 14 Arthur Benz, “Mehrebenenverflechtung in der Europäischen Union,” Markus Jachtenfuchs, Beate Kohler-Koch (Hg.), *Europäische Integration*, 2nd ed., Leske & Budrich: Opladen, 2003, S. 317.
 - 15 J. ペルクマンス (田中素香訳) 『EU経済統合——深化と拡大の総合分析』文眞堂、2004年、7ページ。ただし、1985年にはデンマークの信託統治領であるグリーンランドがECを脱退しているが、ECに組込まれた当時のグリーンランドが独立国家ではなかった。
 - 16 同上書、29ページ、注6。
 - 17 Abbé de Saint-Pierre, *Projet pour Rendre la Paix Perpétuelle en Europe*, Antoine Schouten: Utrecht, 1713, republished by Fayard: Paris, 1986, pp. 9-35. 拙稿「リアリティとしての『ヨーロッパ』とヨーロッパ統合思想——サン＝ピエール、ルソー、サン＝シモンを中心に」『創価大学大学院紀要』第25集、2004年、221-237ページ。
 - 18 中村民雄「EU法制度の形成と東方拡大」森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』信山社、2005年、46ページおよび55ページの表を比較参照されたい。
 - 19 Michels Burgess, *Federalism and European Union: Political Ideas, Influences and Strategies in the European Community, 1972-1987*, Routledge: London, 1989, p. 76.
 - 20 Jena Monnet, “A Ferment of change,” *Journal of Common Market Studies*, 1: 1, 1962, pp. 203-211 in B. F. Nelsen and A. C-G. Stubb eds., *op. cit.*, p. 26.
 - 21 Monnet, “*ibid.*,” p. 22.
 - 22 Monnet, “*ibid.*,” p. 22.
 - 23 *Treaty Establishing the European Coal and Steel Community and Annexes I-III*, Paris, 18 April 1951, Draft english text, pp. 3-4.
 - 24 たとえば、サッチャーのブルージュ演説 (The Rt. Hon. Mrs Margaret Thatcher, the speech delivered at the College of Europe in Bruges, on 20 September 1988) を支持するブルージュグループ (<http://www.brugesgroup.com/index.live>) などの強力な反対派を想起されたい。またこうした巧妙な戦略の好例として、ベルンハルト・ツェプターEU委員会特別顧問の発言は興味深い。参議院憲法調査会「イタリア・ベルギー・フランスにおける憲法事情に関する実情調査 概要」http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/ibf/ibf_chosa09.htm、2006年2月10日閲覧。
 - 25 ハースは、政治共同体を「特定の集団や個人が特定の時代および定義可能な地理的空間のなかで他のいかなる政治的権威よりも中央の政治機構により多く忠誠を示す状態」と定義している。Haas, *The Uniting of Europe*, *op. cit.*, pp. 5-10.
 - 26 Hoffman, “Obstinate or Obsolete ?,” *op. cit.*, 1966.
 - 27 詳細は、John Breuilly, *Nationalism and the State*, 2nd ed., Manchester University Press: Manchester, 1994, pp. 19-20, pp. 30-33, chapter 1-4, 3, and 4を参照されたい。
 - 28 ERTについてはすでに多くの研究がある。ここでは以下の文献を参照した。Bornchier, *op. cit.*, p. xii, p. 11. Michael Nollert in collaboration with Nicola Fielder, “Lobbying for a Europe of big business: the European Roundtable of Industrialists,” Bornschier ed., *ibid.*, pp. 187-209. 中村健吾、前掲書、2005年、第3章第4節。

- 29 ERT, “Foundations for the Future of European Industry: Memorandum to EC Commissioner Davignon, 10 June, mimeo,” 1983, p. 2 (同上書、206ページ: 欧州はヨーロッパに改めた).
- 30 Claude-Henri Saint-Simon, “De la Réorganisation de la Société Européenne ou De la Nécessité et des Moyens: De rassembler les peuples de l'Europe en un seul corps politique en conservant à chacun son indépendance nationale”, Octobre 1814, Oeuvres de Claude-Henri de Saint-Simon, Tome 1, Editions Anthropos: Paris, 1966, p. 199 (森博編訳「ヨーロッパ社会の再組織について」『サン・シモン著作集』第2巻、厚星社厚生閣、1987年、227ページ). クーデンホーフ＝カレルギー (鹿島守之助訳) 『ヨーロッパの統合』第2版、鹿島研究所出版会、1964年 [1963年] 4-6ページ。
- 31 Andreas Maurer and Wolfgang Wessels, “The European Union matters: structuring self-made offers and demands,” W. Wessels et al eds., *Fifteen into one?: The European Union and its member states*, Manchester University Press: Manchester, 2003, p. 42.
- 32 Ulrich Bach, *Was ist Globalisierung?: Irrtümer des Globalismus-Antworten auf Globalisierung*, Frankfurt a.M., 1999, S. 33 (木前利秋・中村健吾監訳『グローバル化の社会学』国文社、2005年). 中村健吾、前掲書、2005年、67ページ。
- 33 中村健吾、前掲書、2005年、66-67ページおよび119-123ページ。William Wallace, “Collective Governance: The EU political process,” H. Wallace and W. Wallace eds., *op. cit.*, p. 529.
- 34 Breuilly, *op. cit.*, pp. 79-80.
- 35 アイデンティティ概念については、拙稿「ヨーロッパ・アイデンティティ概念の理論的検討」『創価大学大学院紀要』第27集、2006年1月、117-132ページを参照されたい。
- 36 EOS Gallup Europe, “Eurobarometer Summary Report: The European Union «A View from the Top», Top Decision Makers and the European Union,” September 1996.
- 37 “Ibid.,” p. 48. 通貨、環境保護、発展途上国との協力、移民・難民、防衛、外交、科学技術研究、経済、農業・漁業、失業対策、社会、地域開発、健康保険、教育という14の各政策の実施はEU次元で行われるべきか、それとも加盟国次元であるべきかと問い、完全にEU次元の場合が10、完全に加盟国あるいは地方次元が1として回答を求めると、通貨政策が最も高く7.8、次いで、環境保護 (7.6)、発展途上国 (7.3)、難民政策 (7)、防衛政策 (7)、外交政策 (6.8) であった。最も低かったものは教育の3であった。
- 38 Breuilly, *op. cit.*, p. 81. 強調は筆者。
- 39 A. D. Smith, “*op. cit.*,” January 1992, p. 76.
- 40 「主権の共有」について、主権とは「法的権限関係においては移譲と制限」概念で把握されるべきものであり、その「共有」は法理論的に不可能との批判もある (児玉、前掲書)。しかし、ボダンやマルベールの議論を中心に主権概念を憲法学的観点から論じた高橋によれば、まさに「従来の主権概念がそのまま妥当するかどうか自体が問題化している」のである。詳細は、高橋和之「国家主権とフェデラシオン——EU統合プロセスの憲法学的把握をめぐって」中村睦男他編『欧州統合とフランス憲法の変容』有斐閣、2003年、2-20ページ。
- 41 ブリュエー以外にも主として以下を参照した。Ernest Renan, *Qu'est-ce qu'une Nation*, Paris, 1882, in Louis L. Snyder, *The Dynamics of Nationalism: Readings in its Meaning and Development*, D. Van Nostrand Company, Inc.: New York, 1964 (鵜飼哲訳「国民とは何か」『国民とは何か』河出書房新社、1997年)。Hans Kohn, *The Idea of Nationalism: A Study in Its Origin and Background*, The Macmillan Company: New York, 1956. Benedict Anderson, *Imagined communities: reflections on the origin and spread of nationalism*, Rev. and extended ed., Verso: London, 1991 (白石さや・隆訳『増補 想像の共同体』N T T出版、1997年)。Ernest Gellner, *Nations and Nationalism: New Perspectives on the Past*, Blackwell: Oxford, 1983 (加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店、2000年)。Eric J. Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, 2nd ed., Cambridge University Press: Cambridge, 1992 [1990] (浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、2001年)。中西治『新・国際関係論』南窓社、1999年、130-134ページ。
- 42 Monnet, “A Ferment of change,” p. 22.
- 43 “Memorandum remis à Monsieur G. Bidault par Monsieur J. Monnet, Le 24 Juiller, 47: Sur la Question des “Credits Marshall,” 1947, Henri Rieben et al., *Un changement d'espérance*, La Déclaration du 9 mai 1950: Jean Monnet-Robert Schuman, Fondation Jean Monnet pour l'Europe: Lausanne, 2000, pp. 55-64.
- 44 Konrad-Adenauer-Stiftung (Hrsg.), *Konrad Adenauer und die CDU der Britischen Besatzungszone*

-
- 1946-1949: *Dokumente zur Grundungsgeschichte der CDU Deutschlands*, EichholzVerlag, 1975, SS. 496-499 (筆者未見: 紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会、2004年、8-9ページ)
- 45 William Wallace, *The Transformation of Western Europe*, RIIA / Pinter: London, 1990 (鴨武彦、中村英俊訳『西ヨーロッパの変容』岩波書店、1993年、68ページ) .
- 46 Chris Shore, *Building Europe: The Cultural Politics of European Integration*, pbk, Routledge: London, 2000, p. 51.
- 47 Michael Billing, *Banal Nationalism*, Sage: London, 1995, p. 6.
- 48 いわゆる客観的定義については、Joseph Stalin, “The Nation,” *Marxism and the National Question*, John Hutchinson and A. D. Smith eds., *Nationalism*, Oxford University Press: Oxford, 1994, pp.18-21 (「民族問題とレーニン主義」『スターリン全集』第11巻、大月書店、1953年、366-367ページ) やA. D. Smith, *National Identity*, *op. cit.*, 1991などを参照されたい。
- 49 たとえば、トルコのEU加盟論争において根強く主張され続けてきたのは「キリスト教的ヨーロッパ」という枠組みであり、極右政党に代表される反対勢力はその理由として「ヨーロッパのイスラーム化」を掲げてきたことはその象徴的事例であろう。また、EUが内部の多様性を認めながらも、その加入条件としている法の支配、民主主義、政教分離、人権尊重といった特定の価値は、(西)ヨーロッパを起源とする価値であると、他でもない彼ら自身が長らく信じてきたものである。こうした状況を想起するならば、EUをその国家性獲得において文化的力を発揮する「価値の共同体」とする論者もあるのも頷ける (Brigid Laffan, “The European Union and Its Institutions as ‘Identity Builders,’” Richard K. Herrmann, Thomas Risse and Marilyn B. Brewer eds., *Transnational Identities: Becoming European in the EU*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.: Oxford, 2004, p. 81)。
- 50 Michael Bruter, *Citizens of Europe? : The Emergence of a Mass European Identity*, Palgrave : London, 2005, p. 84.
- 51 たとえば、山口圭介『ナショナリズムと現代 ——改訂版』九州大学出版会、1992年、28-30ページ。森山工「民族の場所——中央マダガスカル北東部、シハナカ族における民族意識」『民族学研究』57巻2号、1992年9月、121-143ページ、123-125ページ。
- 52 “Communiqué of the meeting of Heads of State or Government of the Member States at The Hague on 1 and 2 December 1969,” *Membership of the European Communities: Implications for Ireland, Laid by the Government before each House of the Oireachtas, April 1970*, The Stationary Office: Dublin, April 1970, p. 112.
- 53 “Second report on European political cooperation on Foreign Policy,” *Bulletin of the European Communities*, September 1973, No 9, p. 14.
- 54 “Déclaration sur l’identité européenne,” Copenhagen, 14 Décembre 1973.
- 55 Felix Keller, “A Virtual Nation? Public Opinion Research and European Integration,” 1997, <http://www.suz.unizh.ch/keller/online/eb/index.html> (2006年4月12日閲覧) . Commission des Communautés européennes, *Rapport de la Commission sur l’Union européenne*, COM/ 75/ 400, Bruxelles, 25 Juin 1975.
- 56 “L’Union Européenne: Rapport de M. Leo Tindemans au Conseil Européen,” *Bulletin des Communautés Européennes*, Supplément 1/ 76, 1976.
- 57 “Texte de la lettre de M. Leo Tindemans: adressée à ses collègues du Conseil Européen, le 29 décembre 1975,” *ibid.*, pp. 5-6.
- 58 “Déclaration sur l’Union européenne (La Haye, 29 et 30 novembre 1976),” *Bulletin des Communautés Européennes*, Novembre 1976, n° 11.
- 59 “Draft Treaty establishing the European Union,” *Bulletin of the European Communities*, February 1984, n° 2, pp. 8-26.
- 60 Pietro Adonnino, “A People’s Europe: Reports from the *ad hoc* Committee,” *Bulletin of the European Communities*, Supplement 7/ 85, Luxembourg, 1985, p. 4.